

御嵩町管理のトンネル個別施設計画(令和1年度より10年間)

令和3年3月更新

トンネル名	町道路線名	健全性 判定(注1)	診断措置 要(○)(注2)	点検計画										
				R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	
南山トンネル	西之門—平芝線	Ⅲ	○予定					○						○
1箇所														
トンネル名	町道路線名	対策内容 (注3)	対策費用 (注4)	補修計画										
				R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	
南山トンネル	西之門—平芝線	経過観察	済		○									
1箇所														

注1.健全性判定区分は四段階評価で、Ⅰ「健全」、Ⅱ「予防保全段階」、Ⅲ「早期措置段階」、Ⅳ「緊急措置段階」です。

注2.点検・診断の結果により、経過観察となる場合もあります。

注3.対策内容は、点検結果を踏まえ、経過観察、修繕、撤去、更新の対策を実施します。

注4.想定対策費は長寿命化に伴う概算工事費です。Ⅰ「健全」判定でも部分的に修繕を実施する場合もあります。

※計画は、法令に基づく点検を5年間(H25～H30)で1回、修繕は点検・診断の結果に基づき必要な対策を実施します。橋梁長寿命化との優先順位は劣化、損傷状況に加え、当該施設の役割、利用状況、重要度、地域性を考慮して決定しています。

※修繕計画は、点検結果により計画を見直し実施していきます。また、防災・安全交付金(国費)を活用し進めており配分状況によっても見直しを実施いたします。